

企業情報

【記載要領】

- 提案者が企業等の場合は、以下の【企業等の記載例】に沿って、応募時点の情報を企業毎に記載してください。なお企業の種別（大企業、中堅・中小・ベンチャー企業）は、次ページの定義を参照してください。
- 提案者が大学・国研等（国公立大学法人、大学共同利用機関法人、公立大学、私立大学、高等専門学校、国立研究開発法人、独立行政法人および地方独立行政法人）の場合は、以下の【大学・国研等の記載例】に沿って、応募時点の情報を機関毎に記載してください。
- 再委託先・共同実施先分についても、企業等又は大学・国研等の種別に応じて、提案者同様に記載してください。
- 提出時には青字部分は削除してください。

【企業等の記載例】

名称	株式会社〇〇〇〇
法人番号	0000000000000 (13 桁)
ウェブサイト	http://
所在地	〇〇県〇〇市〇〇町〇丁目〇番〇号
代表者名	代表取締役 〇〇〇〇
資本金	000 百万円
従業員数	0,000 名
主たる事業として営んでいる業種 ^{※1}	例：製造業
課税所得年平均額 15 億円以下 ^{※2}	該当する場合は「〇」を記載
企業種別 ^{※3}	「大企業」、「中堅・中小・ベンチャー企業」又は「その他」と記載
会計監査人名 ^{※4}	公認会計士または監査法人名を記載。設置が無い場合は「無し」と記載

※1 業種分類は、「日本標準産業分類」の規定に基づきます。

※2 確定（申告）済の直近過去 3 年分の各事業年度の課税所得の年平均額。

※3 大企業、中堅・中小・ベンチャー企業の定義は次ページを参照してください。

※4 株式会社の会計監査を行う公認会計士または監査法人。会社法 337 条により大会社や指名委員会等設置会社などに設置が義務付けられている株式会社の機関の一つ。監査役と異なり、独立的な立場から財務諸表等の監査を行う。なお、大会社・委員会設置会社以外の株式会社も会計監査人を設置することができる。

【大学・国研等の記載例】

名称	△△△△大学
法人番号 ^{※1}	0000000000000 (13 桁)
ウェブサイト	http://
所在地	〇〇県〇〇市〇〇町〇丁目〇番〇号
代表者名	理事長 〇〇〇〇
会計監査人名	公認会計士または監査法人名を記載。設置が無い場合は「無し」と記載

<参考>企業種別の定義

◆中堅・中小・ベンチャー企業の定義

以下の(ア)(イ)(ウ)又は(エ)のいずれかに該当する企業等であって、大企業等の出資比率が一定比率を超えず(注)、かつ、直近過去3年分の各年又は各事業年度の課税所得の年平均額が15億円を超えないものをいいます。

(注) 次の企業は、大企業等の出資比率が一定比率を超えているものとします。

- ・発行済株式の総数又は出資の総額の2分の1以上が同一の大企業の所有に属している企業
- ・発行済株式の総数又は出資の総額の3分の2以上が、複数の大企業の所有に属している企業
- ・資本金又は出資金が5億円以上の法人に直接又は間接に100%の株式を保有されている企業

(ア)「中小企業」としての企業

中小企業基本法第2条(中小企業者の範囲及び用語の定義)を準用し、次表に示す「資本金基準」又は「従業員基準」のいずれかの基準を満たす企業です。

主たる事業として営んでいる業種 ^{※1}	資本金基準 ^{※2}	従業員基準 ^{※3}
製造業、建設業、運輸業及びその他の業種(下記以外)	3億円以下	300人以下
卸売業	1億円以下	100人以下
サービス業	5千万円以下	100人以下
小売業	5千万円以下	50人以下

※1 業種分類は、「日本標準産業分類」の規定に基づきます。

※2 「資本金の額又は出資の総額」をいいます。

※3 「常時使用する従業員の数」をいい、家族従業員、臨時の使用人、法人の役員、事業主は含みません。また、他社への出向者は従業員に含みます。

(イ)「中小企業者」としての組合等

以下のいずれかに該当する組合等をいいます。

1. 技術研究組合であって、その直接又は間接の構成員の3分の2以上が(ア)の表の「中小企業者」としての企業又は企業組合若しくは協業組合
2. 特許法施行令10条第2号ロに該当する事業協同組合等(事業協同組合、事業協同小組合、協同組合連合会、企業組合、協業組合、商工組合及び商工組合連合会)

(ウ)「中堅企業」としての企業

常時使用する従業員の数(注)が2,000人以下かつ資本金の額又は出資の総額が10億円未満の企業であって、中小企業を除いたものをいいます。

(注) 常時使用する従業員には、家族従業員、臨時の使用人、法人の役員、事業主は含みません。また、他社への出向者は従業員に含みます。

(エ) 研究開発型ベンチャー

以下の条件をすべて満たす企業をいいます。

- ・試験研究費等が売上高の3%以上又は研究者が2人以上かつ全従業員数の10%以上であること。
- ・未利用技術等、研究開発成果が事業化されていない技術を利用した実用化開発を行うこと。
- ・申請時に上記要件を満たす根拠を提示すること。

◆大企業の定義

上記の(ア)から(エ)のいずれにも属さない企業であって事業を営むものをいいます。ただし、以下に該当する者については、大企業として取り扱わないものとします。

- ・中小企業投資育成株式会社法に規定する中小企業投資育成株式会社
- ・廃止前の中小企業の創造的事業活動の促進に関する臨時措置法に規定する指定支援機関(ベンチャー財団)と基本約定書を締結した者(特定ベンチャーキャピタル)
- ・投資事業有限責任組合契約に関する法律に規定する投資事業有限責任組合